平成２７年（フ）第１７６９号
北海道江別市野幌若葉町61番地の４　サイヴィレッジＣ105号
債務者　樺澤　春代
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８号
北海道河東郡士幌町字士幌幹線163番地
債務者　中村　智幸
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
北海道河東郡士幌町字士幌幹線163番地
債務者　中村　美里
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘３丁目77番地1099
債務者　小田美佐子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第４５号
山形県鶴岡市面野山字地ノ本247番地、前住所山形県鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣238番地１アース・ワンＣ202号室
債務者　半澤　里香
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１７２号
群馬県富岡市神農原1076番地５
債務者　石井　　仁
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９４１号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目23番地　ブライト　メゾン　Ｉ－202、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町西小針５丁目６番地
債務者　山本　　譲（旧姓風穴）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４２号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目23番地　ブライト　メゾン　Ｉ－202、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町西小針５丁目６番地
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目９番地の11　パークシティ鳩ヶ谷201号
債務者　菊地　里子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０５号
埼玉県川口市芝塚原２丁目９番20号　緑の森ハウス８Ａ
債務者　富田美佐子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０６号
埼玉県川口市戸塚３丁目31番11－502号　コスモ川口戸塚ガーデンフォルム
債務者　峯田　誠人
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０９号
埼玉県新座市新座２丁目２番14号　ユニティ落合201号室
債務者　北條　節郎
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２６号
埼玉県戸田市大字新曽839番地　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田西320号室
債務者　若生　末雄
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３２号
埼玉県川口市原町６番１－414号　コスモ川口シティアベニュー
債務者　月岡　正行
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６７号
埼玉県上尾市大字壱丁目425番地５　プレディオ壱丁目イースト102
債務者　添田　益生
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
愛知県一宮市三条字郷内西５番地１
債務者　木野由美子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２号
京都府綾部市七百石町出ノ谷32番地
債務者　阪根　保則
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係